

## はじめに

大学における研究費の不正使用が発覚したことなどを契機に、国民の研究費を見る目は年々厳しくなっています。このリーフレットは、研究の遂行にあたって研究費の不正使用から研究者を守るために、明治大学及び公的機関の研究費使用ルールや各種事務手続きへのご理解を深めていただき、これまでに他大学等で発生した不正使用の実例をもとに、研究費の適正な使用について再認識していただくことを目的に作成しました。

研究費の適正使用には、不正使用の事例の把握及び本大学並びに競争的研究資金の配分機関等で定められている使用ルールの遵守が欠かせません。特に、公的機関(文部科学省等)が配分している研究費の原資は「国民の税金」ですので、研究費を使用する研究者には、国民の社会的常識に照らして、適正・適切と考えられる使用が求められています。

## 研究機関における公的研究費の 管理・監査のガイドラインについて

文部科学省は、平成19年2月に競争的資金を中心とした公募型の研究資金を研究機関が適正に管理するために必要な事項を示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を文部科学大臣決定として発表しました。本大学では、これに対応するために管理・監査体制の充実を図っています。

## 研究費使用マニュアルについて

本大学では、「明治大学における研究費に関する使用マニュアル(各年度版)」を作成しています。研究費使用マニュアルを参照していただき、研究費の適正な使用を心がけましょう。駿河台・和泉・生田の各研究知財事務室で配付している他、ウェブページからもダウンロードできます。

アドレス [http://www.meiji.ac.jp/osri/outline/kenkyuhi\\_manual2012.pdf](http://www.meiji.ac.jp/osri/outline/kenkyuhi_manual2012.pdf)



# 研究費の 適正使用 について

## 研究費の使用に関する相談窓口

### ◆ 研究知財事務室(駿河台キャンパス)

東京都千代田区神田駿河台1-1 アカデミーコモン7階  
TEL03-3296-4268 FAX03-3296-4283

### ◆ 研究知財事務室和泉分室(和泉キャンパス)

東京都杉並区永福1-9-1 リエゾン棟2階  
TEL03-5300-1451 FAX03-5300-1456

### ◆ 生田研究知財事務室(生田キャンパス)

神奈川県川崎市多摩区東三田1-1-1 中央校舎2階  
TEL044-934-7614 FAX044-934-7917

2012年4月

明治大学 研究・知財戦略機構

# 研究費不正使用の実例

ここでは、全国の大学で発生した不正な研究費使用の実例を、文部科学省が公表している情報に基づいて紹介します\*。

## 預け金

業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて、別途経理し、補助事業に関連しない物品の購入等に充て、実際には請求書等の内容と異なる物品を納品させていた。

### 説明

預け金は、水増し請求または架空請求との結びつきが強い不正行為です。何らかの研究物品等を購入する際に、業者が物品の正当な対価以上の金額を大学に請求し、水増し分の全部または一部を「研究者からの預り金」として業者内に留保することが、不正となります。架空請求は、納品のない架空の請求書に基づいて、大学に支払いを行わせ、架空請求金額の全部または一部を預り金として業者に留保する行為です。

- ▶ 補助金の返還命令：平成22年（文部科学省）47万円、（日本学術振興会）395万円
- ▶ 応募資格の停止：停止期間（4年）4名、（1年）9名

## 重複請求

同じ出張の旅費や郵送費を、科学研究費補助金と他の経費の両方に対して請求したり、資料・書籍などの領収書の金額を改ざんしたりして、補助金を不正に受領していた。

### 説明

研究者が立て替えて支払った研究物品等の取引について、同一の取引書類を複数回にわたって使用して精算・請求を行う不正行為が重複請求に該当します。

- ▶ 補助金の返還命令：平成19年（文部科学省）76万円、（日本学術振興会）13万円
- ▶ 応募資格の停止：停止期間（5年）26名、（1年）26名

## 不正出張

海外渡航に係る旅費について、研究出張とは見なせない用務が含まれていた。

### 説明

研究費を使用する出張は、採択された研究課題に基づく研究計画を推進することが求められます。これに反して研究の目的とは見なせない私的な用務等が多く含まれていると不正出張に該当します。

- ▶ 補助金の返還命令：平成20年（日本学術振興会）39万円
- ▶ 応募資格の停止：停止期間（5年）1名

## アルバイト学生を利用した不正支出

研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、所属大学に対して謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加旅費等に充てていた。

### 説明

この実例の問題点は、勤務実態が伴わない虚偽の出勤簿に基づいた謝金を支出させたこと、またその金銭を他の目的に流用していたことの2点です。

- ▶ 補助金の返還命令：平成22年（日本学術振興会）4万円
- ▶ 応募資格の停止：停止期間（4年）1名

## 還流・背任

- ① 所属大学に勤務実態の無いアルバイト賃金を支出させ、それを受け取った学生から研究者の個人口座に入金させて、私的に流用していた。
- ② 社外取締役に就任している業者からの架空請求があった。

### 説明

この実例の①は、上述のアルバイト学生を利用した不正支出と同様ですが、還流させた研究費を私的に流用している点は特に悪質です。

- ▶ 補助金の返還命令：平成18年（文部科学省）9,386万円
- ▶ 応募資格の停止：停止期間（5年）1名

## 関係規程

本大学では、今後とも教職員のより一層の意識向上に努めるとともに研究費の適正な運営・管理に向け、次のとおり学内ルールを設けています。



- 明治大学研究者行動規範 <http://www.meiji.ac.jp/osri/outline/kihan.pdf>
- 明治大学における研究費の適正管理に関する規程 <http://www.meiji.ac.jp/osri/outline/tekiseikanri.pdf>
- 研究活動の不正行為にかかわる通報処理に関する規程 <http://www.meiji.ac.jp/osri/outline/tsuhou.pdf>

\* 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく体制整備の実施状況報告書について（分析結果報告）」（平成23年8月）；[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/O8122501.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/O8122501.htm) から、参考資料2「平成18年度～平成22年度に返還命令を行った事例」（平成23年3月31日現在）に基づいて事例を抽出し、加筆・修正しています。